

平成18年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成18年 9月11日 午前10:00

○散 会 午前11:39

○出席議員（21名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄	7番 佐藤恵佐雄
8番 小林悟	9番 佐藤義久	10番 赤平末次郎
11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝	13番 佐藤昇
14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦	16番 菅原久和
17番 中川光博	18番 村井政克	19番 大谷貞廣
20番 西村武	21番 堀井克見	22番 藤原幸作

○欠席議員（1名）

4番 成田進

○説明のための出席者

市長 石川光男	助 役 鐙利行
教育長 小林洋	総務部長 大越宏
産業建設部長 伊藤賢志	市民生活部長 菅生一也
福祉保健部長 門間鋼悦	教育次長 山平東
総務課長 鈴木公悦	総合政策課長 鈴木司
財政課長 澤井昭	税務課長 伊藤正
産業課長 山口義光	建設課長 鈴木利美
都市整備課長 鎌田洋一	会計課長 櫻庭新悦
収納課長 中泉作右衛門	追分出張所長 櫻庭久俊
財政課長待遇 三浦喜博	下水道課長 藤原貞雄
水道課長 小林健一	総務学事課長 佐藤磐
市民課長兼飯田川庁舎 総合窓口センター長 宮田隆悦	社会福祉課長 児玉俊幸

農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆
生活環境課長	鈴木鋼生	健康課長	川上秀佐男
生涯学習課長	丸谷昇	スポーツ振興課長	根一
国体事務局長	菅原徳志	高齢福祉課長	門間裕一
昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木博信	天王庁舎総合窓口センター長	伊藤清孝

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野耕二	議会事務局課長待遇	伊藤正吉
--------	-------	-----------	------

平成18年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成18年9月11日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。なお、4番成田 進議員は欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第3回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議員の一般質問を行います。

本日の発言の順序は、7番佐藤恵佐雄議員、11番藤原典男議員、14番伊藤 博議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

7番佐藤恵佐雄議員の発言を許します。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 9月定例議会におきまして一般質問の機会を得ましたことを、まづもって御礼を申し上げます。また、傍聴者の皆様、朝早くから大変に御苦勞さまでございます。市長をはじめ行政当局におかれましては、住民の福祉の向上と、より住みよいまちづくりのために日夜ご努力されておりますことに対しまして、深く敬意と感謝を申し上げます。

それでは、通告に基づき質問させていただきます。

はじめに、AED、自動体外式除細動器の設置について質問致します。

心肺停止患者の心臓に電気ショックを与えて救命するAEDは、平成16年7月から医師や救急救命士に限らず誰もが使えるようになり、いまや空港や市役所、文化会館等、公共施設、スポーツ施設などへの設置が進み、心臓突然死に救命の道が広がっております。操作は驚くほど簡単で、音声で順を追って説明し、装置が心電図を測定して自動的に判断し安心な仕組みになっているので、緊急のときは発生から3分以内にAEDが使用されたなら、74%が救命に成功するとの報告が出されております。除細動が1分遅れると救命率が7ないし10%落ちるといわれております。先般行われました愛知万博期間中、5人が心肺停止で倒れ、うち4人が電気ショックで一命を取り留めたという実例があります。

新聞に掲載されておりましたが、命を救う機会を広げたいということで、県内でも普及活用への動きが活発化し、秋田市と横手市の市立総合病院などで院内のAEDを使って職員を対象に講習会を開催するなど、また、他の市でありますけれども今春退職した職員で、わか杉国体競技会場に設置との思いで退職記念としてAED 2台を贈呈したとあり、これもAEDの関心の高まりを反映した動きととらえ、他人に無関心という傾向にある今の社会にあって心強さを覚えるとありました。

県においては、平成17年度中に各地域振興局にAEDを配置し、県職員や自治体関係者等に対して普及促進のための講習会を開催した計画の情報を伺っておりますけれども、今後、当市においても機器の導入を図り、市民が関心を持って取り組めるようにAEDの設置する考えはないか。また、一般の人たちも使えるようになったといっても、その使い方や存在自体を知らないと救命率の向上につながらないし、多くの人がAEDに接する機会を作ることが大切であると思います。あわせて、救命講習と普及促進について伺いたいと思います。

次に、がん対策と医師の育成について質問致します。

がんは日本の死亡原因の第1位とされ、生活習慣の改善や、がん検診の受診率アップで予防や早期発見で適切な治療を行うことが最も大切であるといわれております。国の年間死亡者数約100万人のうち約30万人ががんで死亡。国民の2人に1人ががんにかかり、3人に1人が死亡している現状にあります。潟上市市民の中でも早期発見の遅れなどで死亡されたとよく耳にするわけでございますけれども、大変につらく残念なであります。早期発見によって悲しいことが起きないように市民の健康を考え、潟上行政におきましても年1回の総合検診や医療機関で受けるレディース検診、また、人間ドックの啓発に献身的に取り組んでいることは市民も広く承知しているところであります。しかし、全体的にはがんの死亡率が上昇傾向にあり、依然がん対策が十分な成果を挙げていないのが国や自治体の現状でもあります。10年後には、がんにより2人に1人が亡くなる時代になると予測されております。がん激減撲滅に向けたより一層の対策が重要とされております。国を挙げて取り組むべきはもちろんのこと、地方行政におきましても取り組むべき大きな課題であると思いますが、当市の考えについてお伺い致します。

話は変わりますが、医師の不足が報道されております。全体として医師の数は増えているのに、偏在によって地域で医師不足に拍車をかけていることであり、特に勤務条件が厳しい科は敬遠される傾向にあり、このままでは近い将来、救急医療が成り立たなく

なるともいわれております。

本題に戻りますけれども、がん治療全体のうち放射線治療の割合は日本が25%、アメリカが66%、イギリスが55%、ドイツが60%と日本は桁違いに低い状態で、放射線治療に対しても多くの日本人は「副作用がある」「体に負担がかかる」という印象をもっているといわれておりますけれども、これは誤りであると東京大学医学部の附属病院放射線科中川恵一助教授は講演の中で話しております。実際、米国では専門医が5,000人に対して、日本の専門医は全国で500人しかいない状況であり、10年後には国民全体の4人に1人が放射線治療を受けるようになると推測され、専門医の育成が急務とされております。大変難しい質問で恐縮でございますけれども、本市において専門医の育成をしていく考えがあるか伺いたいと思います。

最後に児童虐待防止対策について率直に質問致します。

子供にからむ事件が毎日のようにどうして起きるのか。何の罪もない、何の抵抗もできない子供に虐待暴行して死亡させる。今月の2日にも宮崎県で交際相手の生後10か月の長男を泣きやまないということを理由に虐待し、27歳の男が逮捕されました。また、9日に自分の子供である2歳の長男を泣きやまないで腹が立って突き飛ばし、意識不明の重体をさせた大阪の29歳の母親が逮捕されました。畜生よりも劣る行為であり、一体どうしてこんな世の中になってしまったのか。人間の命は一体何だと思っているのか。虐待暴行を加え死亡させることが日常化している今日、いま一度、地域・行政が地域と一体となって事故防止策を真剣に考える必要があると痛感致します。

さて、今年の厚生労働省の集計で全国の児童相談所が児童虐待に対応した件数は3万4,152件で過去最高で、本県の対応件数は133件で増加率で2番目の高さであるといわれております。この件数は氷山の一角とも思いますけれども、子供への虐待防止や保護などが目的の連携機関、虐待防止ネットワークや要保護児童対策地域協議会を設置している自治体は本県で7町村にとどまっていると聞いておりますが、本市の虐待防止への設置の取り組み状況はどのようになっているのかお伺い致します。また、本市における虐待の現状と今後の防止策の所見をお伺い致します。

以上をもって壇上からの質問と致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。市長。

○市長（石川光男） 7番佐藤議員の一般質問の質問事項の1、自動体外式除細動器（AED）の設置についてお答え致します。

自動体外式除細動器は、操作が自動化され医学的判断ができない一般の人でも使えるように設計されていると聞いております。近年、多くの公共の場に設置されているものと伺っております。心肺停止は誰もが危惧するところであり、本市でも今後、種苗交換会、国体等の集客人員の多い事業を控えており、100万人規模の人員を動員する種苗交換会のメイン会場には2基のAEDを配備する計画であります。また、来年度開催の国体、あるいは大きなイベント等にも活用してまいりたいと考えております。

しかし、操作はいたって簡単と申しましても、緊急時にかかわる場合、誰もが操作できるとも限らず、会場に設置されている自動体外式除細動器については保健師や看護師、もしくは救命講習会に参加した経験者の方々に協力していただきたいと考えております。

救命講習と普及についてでございますが、救命講習会は男鹿・湖東地区それぞれの消防組合で毎月1回開催しております。また、各地区の消防分団でも本署に要請をし、講習会を実施しております。

各組合では、地域の要請があればいつでも協力するとのことですので、住民の方々にも広報・チラシ等を通じ、周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、質問事項の2のがん対策と医師の育成についてお答えを致します。

がん対策において本市における取り組みについての質問ですが、潟上市におけるがんの死亡率は過去5年間をみても死亡原因のトップを占めています。平成16年の死亡は362人でしたが、93人ががんで死亡しております。がんで一番多いのは胃がんでありまして20人、次に肺がんが19人、大腸がん9人、食道がん7人、そのほかとなっております。

がん対策についてでございますが、第1は知識の普及であります。当市では地区の健康教室での医師による講話や、各種地区組織（愛育班・食生活改善推進協議会・健康生活推進委員会・健康推進協議会）の学習会でも知識の普及啓蒙を行っております。また、がんの早期発見、早期治療へ結びつけることを目的に、集団検診を行っております。胃がん、肺がん、子宮がんと卵巣がん、乳がん、前立腺がん、大腸がん、肝臓がん予防のための肝炎ウイルス検査の7項目を行っております。なお、乳がん、子宮がん、卵巣がん検診については、医療機関でもできるように対応しているところでございます。

また、がん検診の結果、精密検査が必要な方には文書において医療機関宛の紹介状を同封して、早期受診を勧めております。その後、検診機関と連携を図り、精密検査未受診者に対しては再度受診をうながしているところであります。



次に、放射線治療の専門医の育成について当市の考え方についての質問でございますが、がん対策基本法が18年6月に成立し、19年4月から施行になります。県の健康推進課・医務薬事課の動きを見てみますと、まずは国の指針が示され、その指針に基づいて県が今後のがん対策に関する計画を策定することになると思います。より高度な専門医療を目指すものであり、市の段階ではなく、むしろ国や県で計画すべきものと考えられますので、ご理解をお願い致します。

質問事項の3番目でございますが、児童虐待防止対策についてお答え致します。

児童虐待については、児童虐待防止法の改正および児童福祉法の改正により市町村における取り組みが重要なものとされ、要保護児童等に対する適切な支援がなされるよう要保護児童対策地域協議会の設置が児童福祉法に位置づけられています。本市では、県内で由利本荘市の次に平成18年6月8日に代表者会議を開催しております。

本市の要保護児童の状況については、17年度の福祉事務所でかかわった人数は48人、関係職員・関係機関・民生児童員等によるケース検討会議等は延べ85回開催しています。うち児童虐待は9人で、5人を児童相談所に一時保護し、ケース会議は17回開催しました。虐待以外のケースでは、非行・家庭内暴力等は39人で4人が児童相談所に一時保護し、68回のケース検討会議等を実施しています。また、そのほかに家庭相談員がかかわったケースは、学校訪問で15回、家庭訪問で17回、電話相談を16回と福祉事務所でかかわった件数は多くなっています。

今後の虐待に対する防止策については、本市では子供の登下校の安全確保に向けては自治会や防犯協会など地域を挙げて取り組み、子供を守る会やスクールガードの方々から協力をいただいております。児童虐待については福祉事務所が窓口となり、児童相談所とともに要保護児童対策地域協議会の活用と実務者による福祉、教育、保健、医療、警察等の関係機関との連携を密に行っていますが、虐待等のおそれがある場合は民生児童委員、住民等の地域の目が不可欠で、早期発見、早期通報により福祉事務所が中心に関係機関とともに早期対応、解決に向けていくことが重要と考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 7番、再質問ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） ただいまの市長のご答弁、本当にありがとうございます。

自動式除細動器の件につきましては非常に前向きな答弁でありまして、種苗交換会、

あるいはわか杉国体に向けた2台の設置の導入を図るという答弁でありましたので、ただ、わか杉国体とか今の種苗交換会がすべてではないと思います。そういう意味では先ほど申しましたとおり、やはりスポーツ施設や人の集まりの多いところにはそういうAEDがぜひとも今後は必要となるであろうと、こういうように推測されます。先ほど申しましたとおり、この自動式除細動器の中でもハンド式とこの自動式がある。それでこの自動式に対しましてはコンパクトで、しかもすべてコンピューターで操作する。また、価格の方も20万円ということで非常に求めやすいといえますか、そういう状況でありますので、今後は2台といわずにですね、まず施設に、要所的な施設には設置をするように要望したいと思いますけれども、いま一度そのような答弁がありましたら宜しく願いたいと思います。

がん対策につきましては、これは難しい、先ほど言いましたとおり難しい質問でございますけれども、市長が答弁なされたとおりに今後とも1人でも多くのがん対策が、がんにかからないようにですね、かかっても早期発見できるようにですね、啓発の運動を強く進めていただきたいと、このように思っております。

それから児童防止、この虐待につきましては、本当に悲しいことでありますけれども毎日起きているような現状であります。これは私たち行政に携わる者として決して看過できないことであり、地域とますますの連携プレーを密にしましてですね、活動していかなければならないと思います。

一方では、子育て支援とか少子対策を国、自治体の方で行っておるわけでございますけれども、一方ではこういう若い方が若くしてといたしますか、本当に亡くなるという現状、全く逆なまず方向性に行っているわけでございますけれども、これが1人でも多くの、これからの未来の宝である子供たちを本当に育てていくには大人一人一人の責任であると思いますので、そういうことも肝に命じまして今後さらに一層ですね、行政当局におかれましてはこの児童虐待防止対策に力を入れていただきたい、このように思っております。

以上で終わりますけれども、答弁できるところは答弁してください。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 7番佐藤議員の一般質問の再質問の1点めのAEDの設置2台に限らずと、そして種苗交換会、国体のみならずという考えでございますので、いずれにせ

よ国体、あるいは種苗交換会のみならず臨機応変に対応してまいりたいと。

それから児童虐待については、7番佐藤議員のおっしゃるとおり意を体して、これもまた積極的に進めていきたいと思っています。

○議長（藤原幸作） 7番、再々質問ありますか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 大変ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（藤原幸作） これをもって、7番佐藤恵佐雄議員の質問を終わります。

11番藤原典男議員の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） おはようございます。日本共産党の藤原典男です。9月議会を準備されました市長はじめ関係の各課職員の皆様、議会事務局、議会運営委員会の皆様、御苦労さまでございます。また、朝早くから議会の傍聴に来られました市民の皆様、大変御苦労さまでございます。

私は、市民生活にかかわる問題について4点にわたり質問致したいと思っておりますので、少しでも市民生活が向上前進できるよう前向きな答弁をお願い致します。

1点めの質問です。税金の「障害者控除」制度の適用、取り扱いと各種税金の減額、還付の取り扱いについて伺います。

既にご承知のように、高齢者は2005年に所得税、2006年に住民税が増税となり、その通知を見て「住民税が10倍になった」「暮らしが成り立たない」という抗議や問い合わせが全国的に殺到し、この潟上市でも毎日のごとく問い合わせの電話が来たという話も聞こえております。これは2004年から2005年度の税制改正で年金課税を強化したためです。さらに2006年、定率減税の半減により所得税、住民税増税が実施されました。来年になれば、政府は定率減税廃止に続き各種控除の縮小廃止などで庶民増税がさらに進んでいきます。年金の減額に加え高齢者医療の見直しなどもあり、今後、生活は大変になっていきます。今まで住民税非課税の世帯が一举に高い税金課税となるので大変です。親の扶養控除も外され、会社から扶養手当がもらえなくなったというサラリーマンの方もおります。税金を払いたくても払えない、何とか税金を安くなる方法がないものかと思うのは、今の庶民の切実な気持ちではないでしょうか。

国民健康保険税の減免申請の制度や固定資産税の減免申請の制度とあわせ、今全国的にこの税金の問題で見直しされているのが今回私が取り上げた障害者控除制度の問題です。今までであれば身体障害者手帳を持っている方が障害者控除の対象という扱いでしたが、しかし、この制度をよく精査すれば、介護保険での要介護認定を受けている方は

障害者手帳がなくとも65歳以上で市町村長が障害者に準ずる、これは所得税法施行令ですけれども、準ずると認定すれば受けられるというものです。しかし、要介護認定を受けていれば自動的に準ずる認定を受けられるというわけでもないようですが、可能性もあるのも事実です。税務署に行きますと、福祉事務所で障害者控除対象者認定をもらって所得税の更正請求の手続きを行い障害者控除が認められると市民税も減り、介護保険料に連動する場合があります、納めた所得税との差額が口座に振り込まれたという例も全国的に増えてきています。その自治体によっては介護度1から5まで認めるところがあれば、要支援までにも拡大して広くしている自治体もあります。今年の住民税は去年の所得に基づいて計算されますので、障害者控除を受けるには去年の12月31日現在で障害者であったのかという認定が必要ですが、潟上市での障害者控除に対する対応方について伺いたいと思います。

また適用するとなれば、今、介護保険での介護度がついている方にきめ細かく申請の仕方を書いた説明書の送付をしている自治体もあるようですが、潟上市でも対象者にこのような通知もすべきだと思いますが、この点についても伺いたいと思います。

2点めの質問です。介護保険制度が改正されましたが、電動車いすと介護ベットの取り扱いについて質問致します。

介護保険制度の改正により、介護予防を名目に9月までの経過措置であった電動車いすと介護ベットが要支援、要介護1までの方が10月1日からは介護保険制度のレンタルが適用できなくなります。電動車いすを利用している人で10月から利用できなくなる方は全国で11万人、電動ベットでは約27万人にのぼるといわれております。日常生活に不可欠であっても10月からは購入するか全額自己負担でレンタルしなければ利用できなくなります。昨年6月に国会で決まったものですが、我が党は継続して使えるよう各自治体独自の軽減策をもつべきだという主張をしながら、介護取り上げ中止ということで高齢者からの介護取り上げをやめされるための緊急要求を発表し、8月30日、国会内で記者会見し、同日、厚生労働省の官房長を尋ね緊急要求書を手渡し要望しております。

「介護ベットがあるから夜中でも一人で起きてトイレに行くことができる、それがなくなるとどうしたらいいのか」という声や、「歩けない人から杖をとるようなもの」「何とか今までどおり利用できるようにしてもらえないものか」「電動車いすがあるから子供のところや買い物にも行ける」という声が寄せられております。法律では決まったものの厚労省も8月14日付で通達を出し、「福祉用具を機械的、一方的に回収しないよう

に」との連絡文書を各都道府県の担当者に出しておりますが、この内容に沿い、今までどおり希望し必要とする方々に対して配慮すべきではないでしょうか。既にこの改正された制度を補うように、東京を含め多くの自治体では継続して利用できるよう独自の支援策や要綱を作り対応しているところも増えております。この通達については、潟上市の担当者も既にご覧のことと思いますが、福祉用具の利用ができなくなり不自由な生活を余儀なくされる方が出ないように、ぜひ要望に沿う方向で対処願いたいと思いますが、市当局の今後の対応、取り扱いについて伺いたいと思います。

3点めの質問に入ります。潟上市の今後の農業支援策について伺います。

先の国会では、今後の日本農業のあり方に大きな方向づけがされた品目横断的経営安定対策が決められ、19年度から始まることとなりました。今この制度の実施に向け、関係する方々の座談会など行っている最中と伺っております。この制度はWTO、世界貿易機関体制にあわせた農業構造改革の施策であり、生産農家の支給されていた大豆や小麦の交付金制度を廃止し、農業担い手が集落営農だけに麦・大豆・てんさい・でんぷん用馬鈴薯に対する内外価格差と米を含めた価格低落による所得減を補てんするものです。約9割の農家が対象から除外され、耕作放棄地の増加、食料自給率低下が懸念されます。集落営農では、1つ、地域の3分の2以上の農地集積。2つめは、組織の規約作成。3つめは、経理の一元化。4つめは、主たる従事者の年間の農業所得目標設定。5つめは、5年以内の農業法人化という厳しい要件を課しています。一定程度の規模をもった認定農家や集落営農法人や団体などを担い手とみなし支援を行いながら、あわせて新たな自給調整システムへの円滑な移行ができるよう準備活動を進めていくというものです。個人では4ヘクタール以上、特定農業団体または特定農業団体以外の農作業を受託する組織では20ヘクタール以上が対象となります。経営規模の特例として、農地が少ない場合の特例や所得確保の場合の特例、生産調整組織の場合の特例などがありますが、多くの農家は支援の対象から除外されます。小規模農家も日本の食料自給率を支え、国民の食を担っております。小規模農家の頑張りも日本の食料を支えているのではないのでしょうか。この大規模農業政策から取り残される多くの個人経営の農家に対し、今後、潟上市では今まで行ってきた農業支援策はやめるのか、継続するのか、どのような農業支援策をもって臨むのか伺いたいと思います。

4点めは、学童保育のあり方と保育料金について伺います。

子供をめぐる社会のいろいろな凶悪犯罪や、ご両親が共働きなどのいろいろな条件か

ら学童保育の必要性はますます重要な役割を果たしていると思われませんが、今後利用する児童の人数も増えていくものと思われます。現在、定数に対しどのような状況なのか。地域的なバランスはどうなのか。今後の市当局の取り組みについて伺いたいと思います。

子供さんを4人持つ若い潟上市のご夫婦からは「高すぎて預けられない」という声もありますが、合併となった三種町では合併後2,000円となった学童保育料が安かった地域に合わせ500円に値下げをして、子供を持つ親から大変喜ばれております。他町村と比較してどうなのか。子育て支援策として潟上市において値下げを考慮できないものか伺いたいと思います。

以上、4点にわたり壇上からの1回めの質問を終わります。ご答弁を宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。市長。

○市長（石川光男） 11番藤原議員の一般質問の1点め、税金の「障害者控除」制度の適用、取り扱いと各種税金の減額、還付の取り扱いについてご答弁を致します。

市町村長の認定を受ける身体障害者に準ずる者等の障害者控除につきましては、厚生労働省の通知で障害者、特別障害者であることの市町村長の認定について、公平を欠くことのならないように行われる必要があると明記されております。このことから、医師の診断、職員による調査、身体障害者・知的障害者の判定を行っている機関による判定が必要と考えられます。

また、介護保険法に基づく要介護認定は、障害や機能の状況を直接判断するのではなく、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するため、介護の手間のかかりぐあいを判断するものであります。一方、身体障害者福祉法に基づく障害認定の障害者・身体障害者手帳の交付のための認定については、永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合に基づいて判定するものであります。したがって、要介護認定と障害認定はこの判断基準が異なるものであり、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難なものと考えられます。

このようなことから、本市の認定については公平を期するため、医師の診断書、職員の調査、県福祉相談センターおよび嘱託医からの意見を聴取して認定したいと考えております。この認定を受けた場合は、障害者控除を受けることができます。なお、住民税以外にこの認定を受けたことにより税額等への影響があるものではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

障害者控除の認定対象者となる方に対する認定申請書や説明文の送付については、対象者の把握が困難な上に個人情報保護の観点から難しく、市の広報等で周知を図っていききたいと考えております。

2点めの介護保険制度改正に伴う電動車いすと介護ベットの取り扱いについてお答え致します。

介護保険制度は、保険料や税金による社会全体で支えられている制度であります。国民が負担したその保険料や税金が要介護者の介護サービス費として適正に支出されるよう費用の適正化を行うことが介護保険制度の持続可能性を高める観点から課題となっております。ご質問の介護保険の報酬改定は、このような実情を踏まえ改定が行われたものであります。

介護ベット、電動車いすなどの福祉用具貸与サービスは、本年4月から要支援者および要介護1の比較的軽度の方については保険給付の対象としないことになりました。ただし、これまで利用していた方については経過措置が設けられ、9月末までの6か月間は引き続きサービスが受けられるよう配慮されています。また、10月以降については、すべての要支援者および要介護1の方が福祉用具貸与サービスが利用できなくなるということではなく、身体の状態に照らし一定の条件を満たすことで引き続き保険給付を受けられるようになっております。この制度改正の背景には、身体の状態からは利用が想定されにくい方がサービスを利用していたことによるもので、制度の趣旨を徹底するのがその目的であります。

現在、潟上市内でこのたびの制度改正の対象となる福祉用具貸与サービスを利用している方は39人で、一定の条件を満たすことで引き続き保険給付の対象となる方は14人、10月から保険給付の対象外となる方は25人と想定されます。

保険給付の対象外となる種目ごとの延べ件数は、車いす等が3件、ベットが23件、移動用リフトが1件となっております。

市と致しましては、軽度であることをもって機械的に保険給付の対象外とすることのないように、保険給付の対象外になった方については一人一人のケースにあわせ、市社会福祉協議会が実施している介護機器等貸出事業および介護保険制度を最大限利用できるよう、サービス事業者等で構成する地域ケア会議で担当者間の連携をとりながら適正な保険給付に努めてまいります。一方、給付の増加が被保険者の保険料の負担に与える影響も十分に考慮しながら、適正かつ安定的な事業運営に努めてまいりたいと思いま

す。

質問事項の3番めの品目横断的経営安定対策から除外される農業経営者に対する今後の潟上市の農業支援策についてお答えを致します。

まず、ご質問の表題にある品目横断的経営安定対策から除外されるとしている「除外」の解釈について申し上げておきたいと思えます。

品目横断的経営安定対策は、現在を含めて今後の我が国の農業を見たときに農業者の数が急速に減り、また、農村では都会以上のスピードで高齢化が進む中で、国外にあってはWTOの農業交渉における国際ルールの強化など厳しい交渉が続いていることなどを背景に対策を講じるものであります。

今後の日本農業を背負って立つことができるような、意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立することが待ったなしの課題であり、これまでのようなすべての農業者を一律的に対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策が見直され、19年産からは担い手に対象を限定し、その経営の安定を図る施策に転換することとしています。

対象となる担い手は、認定農業者と一定の条件を備える集落農業組織となりますが、ご質問の表題にありますような農業者を「除外」する施策ではございません。すべての農業者が認定農業者か集落営農組織の一員として今後5年後、あるいは10年後の自らの農業を見据えて、どのような方向を目指すか、今盛んに議論が交わされている現状をまずご理解いただきたいと思えます。

ご質問は、市として今までの農業支援策をやめるのか、継続するかという内容ですが、ただいまご説明申し上げたとおり、担い手を中心とした農業構造を確立する施策は国内自給率40%の底上げを図る上でも、WTO農業交渉にみる国際規律に対応する上からも、また、これまでの一律支援から担い手を対象とした支援を行うことで負担する側の国民の理解が得られる施策に転換を図ることからも、戦後の農地解放に匹敵する大改革といわれるゆえんとなっています。

このようなことから、市としても施策の基本である担い手に対する支援という原則を崩すことなく品目横断的安定経営対策を遂行していかなければならない立場にありますので、これまでどおり国・県と協調した助成をとってまいります。

また、どのような農業支援策をもって臨むかということについては、このたびの定例会に予算を計上している潟上市担い手育成総合支援協議会による農業経営者の育成・確保にかかわる対策をはじめとして、産地づくり対策、大豆等品質向上対策、引き続き全



農家を対象とし、19年度から名称を変更して対策に組み入れられる稲作構造改革促進交付金対策などの支援を図ってまいります。

学童保育については教育長がお答えします。

○議長（藤原幸作） 教育長。

○教育長（小林 洋） 11番の藤原議員の学童保育のあり方、保育料金の引き下げ、以上2点の質問についてお答え致します。

まず第1点めの学童保育のあり方についての定数に対してでありますけれども、学童保育には法的な定数は設けられておりません。ただ、国・県の指導事項として1クラス子供30人に対して指導者1人を目標値としております。

そこで、潟上市では事業補助金等を考慮して1クラス子供36人に指導者1名を配置して指導しております。なお、現在市内においては、追分児童クラブでは子供が44名に指導者2人、出戸児童クラブでは子供29名に指導者1人、天王児童クラブでは子供69名に指導者2人、東湖児童クラブでは子供15名に指導者1人、大久保児童クラブでは子供22名に指導者1人、飯田川児童クラブでは子供22名に指導者1名で実施しております。

次に、学童保育の地域バランスについてであります。市内各小学校区に1クラブの設置を目指しております。現在、天王地区に4クラブ、飯田川地区に1クラブ、昭和地区では大久保小学校に1クラブをそれぞれ設置しております。なお、豊川小学校区でも保護者からの要望があれば立ち上げる準備はできております。

今後の取り組みと致しましては、各小学校の空き教室や各小学校の近くにある社会教育施設を利用して活動を行い、地域に密着した児童クラブを目指すとともに、遊びを中心とした活動を通じて児童の育成・指導を行い、児童の健全育成を目指した活動を続けていく考えであります。

質問の2点めであります。学童保育料金の金額についてであります。潟上市では月額2,500円の保育料と保護者会で協議して決めた1日につき100円のおやつ代を徴収して実施しております。

ちなみに他町村では、秋田市の場合、民間の学童クラブが多いのでおやつ代を含めて平均すると1万円程度になっております。南秋田郡内では5,000円で実施しております。潟上市でもおやつ代を含めると月額5,000円程度となりますので、近隣市町村と比較してもほぼ同額ととらえております。なお、今後入所してくる人数等を考慮しながら、保育料を検討してまいりたいと思います。

今後とも保育内容の充実を図り、保護者が安心して子供を預けることのできる学童保育を進めてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 11番、再質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） まず、障害者の控除の問題なのですけれども、市長、障害者控除対象者認定を行えば対象になるというふうなことです。これは市に対して申請し、そして進んでいくというふうなことになると思うのですけれども、私先ほどもお話ししましたが介護度、要支援から含めてやっている自治体もあるわけです。大抵は介護度1から5というふうなこと。この点については触れませんでしたので、この点についてはどういうふうに考えているのかということをお聞きしたいと思います。

それから通知についてはいろいろ個人保護法の関係でなかなかつかむのは大変だということもお話されましたけれども、少なくともやはり広報にですね、この仕組みがどうなっているのかということをやはりわかりやすくですね、載せる必要があるのじゃないかということについても質問致したいと思います。

それから電動車いすと介護ベットについてなんですけれども、具体的な数字が出ました。この中では要支援の1、それから介護度1の方でも一定の条件を満たしていれば認めるという中身でしたけれども、しかしその中でもやはり適用にならない除外される方がいるわけですね。この方については社会福祉協議会といろいろお話を進めながらやっていてもらいたいという話なのですけれども、既に市長も、それから担当者の方も知っていると思うのですけれども、先ほど言いました8月14日付で厚生労働省が連絡文書を出しております。これはわかると思うのですけれども、福祉用具を機械的、一律的に回収しないようにというふうな中身の中には、しっかりケアマネジメントの方とお話をしてですね、進めていくとか、それから貸与についてはいろいろそういうふうな福祉協議会との関係もありますけれども、それをレンタルじゃなくて今度買う場合にはどうしたらいいのかと、やはり法外な業者もおりますのでそういうふうなところも具体的に相談しながらやっていきなさいということ、いろいろまず書いてあるわけなのですけれども、しかし何といてもやはり今まで介護制度で適用となっていた方が除外されるという、適用にならないというのはね、やはり大変なわけですよ。各自治体では予算を継続してやれるようやっております。ぜひそういうふうなことを進めていてもらいたいと思うのです。合併直後の私の一般質問の中で「障害を持っている方や弱者に対し、どのような気持ちで臨むのか」というふうな私の質問に対し、市長は「考慮する」と答弁

しております。この答弁に沿ってやはり今こそ具体的な困っている方に対する支援策をね、市独自で要綱を作りながらやっていくべきではないでしょうか。もう一度所見をお願い致します。

それから農業問題についてなんですけれども、品目横断的経営についての除外されるとかそういうふうな関係では私ちょっと見解が違いますけれども、いずれこのまま進んで、政府の政策が進んでいけばですね、取り残される農家の方はいるわけです。今すべての農業者を対象にこれまでどおりやっていくというふうなことの答弁がありましたけれども、ぜひそういう方向でですね、頑張ってくださいたい。一方では政府の政策を進めながらも、先ほど言いました気持ちに沿ってですね、答弁に沿っていつてもらいたいというふうに思います。

それから学童保育の問題についてなんです、これは答弁ありません。あり方とか地域のバランス、定数についてはわかりました。やはり若いお父さんやお母さんたちの子育て支援を行うにあたってですね、これはやはりかなり有効な政策だと思うんですよ。今200人弱、おそらく対象の方がいるとすればですね、500円引き下げるのに市の予算の10万円弱でできるわけですね。ですから、ぜひ考慮していただきたいと。答弁はありませんけれども要望致します。

以上で宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 再質問にお答えします。

1点めの質問は、診断書の添付でなくて要介護認定によって認定してはどうかという質問ですか。確認して、詳しいことは部長・課長に答弁させます。いずれ市独自の支援策というものを講じられないかと、これが藤原議員の最終的なお考えなので、私も福祉関係については大変経験もありますし、この方々の苦しみ、あるいは悩みを存じておるつもりでございますので、いずれ、ただし我が国は法治国家であるということを前提としながら今後独自の支援策というものを考慮してまいりたいと思っております。

それから、農業についても独自の支援策ということについては先ほど答弁しました。ただこれも、やはり除外されるという認識は11番さんと私とは若干違いますが、いずれこの農地解放以来の大改革については、いわゆる国の方の考えというのは要するに満遍なく今までの国の補助金、お金をやるということではなくて、目的は2つだと。認定農業者、あるいは集落法人というものを中心とした制度に対してお金を出すということでご

ございますから、我々はそれをまず国の政策を十分まず市内の農家の方々の理解を得ながら進めていきたいと、こういうことでございます。

学童保育の答弁は必要でないと言いますが、ただ11番さんは三種町の例を出して500円という数値を挙げました。我々は今後、三種町の対象者が何人おって、それらの数値等をよく精査しながら、それも含めて考えていきたいこう思っています。

○議長（藤原幸作） 門間部長。

○福祉保健部長（門間鋼悦） 11番藤原議員にお答え致します。

要支援はどうかということでありましてけれども、今回の改正で要支援および要介護1も含むという内容であります。よろしいですか。

○議長（藤原幸作） 11番、再々質問ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 障害者控除対象者認定のやり方なんですけれども、これは介護保険の介護度によってそれをこうですよというふうなことを申請すればですね、認定されると。その認定されたものをもって税務署なりいろいろ市当局の確定申告ですね、そういうことで申請すればできるという内容が全国的な内容なんです。この中では要支援まで拡大しているところもあれば、介護度1から5まで対象となっているところもあると。その点についてやはりこの潟上市でもそういうふうなことでやっていただきたいという話なんです。

それから告知については広報等で、個人的にできないのであれば広報等でお知らせ願いたいというふうなことです。

それから電動車いすと介護ベットについては、やはりすぐはぐんじゃなくて、言葉悪いんですけども、やはり具体的に相談にのって安い、今までその方が使っていたものがですね、中古なんですけれども、安く買うこと、あっせんすることができればそういうふうな方向でもいいですし、やはり私としては各自治体がいろいろやってきている施策をですね、潟上市の中でも充実しながら、困らないように、活動の域が狭まらないような、そういうふうな施策をお願いしたいということでお話しているわけなんですけれども、もう一度見解を宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） 当局の答弁は、児玉課長。

○社会福祉課長（児玉俊幸） 藤原議員にお答えを致します。

要支援についての状況でございますけれども、厚生労働省の事務連絡で障害判定の認定にあたってはということで「欠くことのないように行う必要がある」ということで、

先ほど市長が答弁したとおりでございます。要介護認定と障害者認定についてはその判断基準が異なるものであるということをご理解をいただきたいというふうに思います。それに伴いまして、先ほど市長が申し上げたとおり、本市の認定にあたっては公平を期するため医師の診断書、それから職員の調査、県福祉相談センターおよび嘱託医からの意見を徴収して認定をしていきたいというふうに考えております。このことにつきましては、当然、要支援、要介護の方も含めてということでございますので、やはり厳正な判定をしないとやはり公平を欠くということが一番重要でございますので、その辺について厳正に認定を行っていきたいということが市としての考え方ということでございますので、宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸作） これをもって、11番藤原典男議員の質問を終わります。

14番伊藤 博議員の発言を許します。14番。

○14番（伊藤 博） 平成18年第3回潟上市議会定例会におきまして一般質問を致します。私より3項目にわたり質問を致します。市長の明確なる答弁をお願いを致します。

はじめに、大規模事業計画と財政計画についてお伺いを致します。

合併から1年半となり、総合発展計画に沿って新市建設が本格化していきますが、その事業の中でも新市庁舎建設、クリーンセンター改築、豊川小学校改築、小中学校耐震改修、防災行政無線整備、都市計画マスタープラン作成、市営住宅改修、災害用備品整備、地域バリアフリー化、市道整備など行われるべき大規模事業がメジロ押しの状況にあります。こうした事業の実施にあたっては相当綿密な計画が立てられるでしょうが、計画実施と同時に相当の財政出動が伴うことはいうまでもありません。こうした大規模事業の実施にあたっては合併特例債と基金の活用は当然と考えますが、しかしながら合併特例債は諸条件を考慮しなければならない、いわばひもつきであり、基金もまたそれぞれ目的別に積み上げられた目的基金であることを考慮すれば、これら大規模事業を実施していくための効率的な財政計画をどのように描き、財政硬直化を防いでいくのか。また合併後3年目となる19年度予算にこうした状況をどのように反映させていくのか、具体的な所見をお伺いを致します。

総合発展計画の実施計画では、こうした事業を含めた1件500万円以上の普通建設事業等費を平成18年度から20年度までの3年間で総額約27億2,600万円と見積もっています。なお、私の通告書では26億2,800万円となっておりますが、誤りでしたので訂正を致します。

さて、その普通建設事業等費総額の中で19年度の事業費は11億5,300万円となっており、実施計画の中で最も多額の財政出動が計画されております。19年度予算編成では計画事業費に対する歳入をどのように見込んで予算に反映させるのか。また、計画事業の実施優先度はどのように評価され位置づけられるのか、具体的な見通しと方策を伺います。

計画されている多くの大規模事業は合併特例債を活用していくものと考えますが、短期間の大規模事業にかかわる大型プロジェクトの集中は短期間での財政負担を大きくすることにつながり、また、行政改革により職員総数の縮減を図ろうとしている中では、職員の労務管理上の問題も引き起こされることが考えられます。つまり合併特例債の制約等を考慮し、財政出動計画はもとより時間的制約の考慮、将来的な起債償還計画、職員の労務管理など総合的な綿密さがなければ計画を遂行することが困難と考えます。総合発展計画に沿いつつ実施計画は毎年度ローリング方式により見直しを行うこととなっておりますが、向こう10年間にもわたる綿密な計画をもたなければならないと考えます。このことについての所見をお伺いを致します。

次に、職員研修等の積極的推進方策についてお伺いします。

現在、社会情勢はITの進歩が一段落し、今や先端技術をも駆使した人的質の向上が推進され、個人や組織それぞれのスキルアップが求められてきております。本市もコンパクトとはいえ、新たな市となり市政業務を滞りなく遂行していくために同じことがいえると考えます。そのため市民サービスをより向上させていくために職員の意識、意欲向上に大きくつながる各種研修や視察、講習等は欠かせないものと考えます。このことは、本市行政改革大綱の中で政策立案や政策法務能力など地方分権に対応できる職員を養成するため職員研修計画を策定し、職員研修を充実させるとし、17年度に研修計画を策定し、18年度から実施していくとしております。

こうした観点から、計画策定年度の17年度の職員研修、講習等の実績はどうだったのか。また、それをどう評価し、18年度に反映させたのか伺います。さらに、実績評価と今年度の状況から来年度以降どのような職員研修方針なのか、あわせて伺います。

市となって福祉事務所事務、県権限移譲事務など町職員では経験しなかった新業務もあります。また、催事や事業の大規模化などもあります。こうした新業務をよりスムーズに行うために、他市町村の方策を見聞することも成果ある研修と考えます。さらに、研修による他市町村職員との交流や情報交換なども有益な研修成果と考えます。より質

の高い職員の養成は市民サービスの向上につながるとの考えから、より積極的に職員研修等を推進すべきと考えます。このことの所見を伺うとともに、来年度予算へ確実に反映させ研修費の明確な位置づけを行うべきと考え、見通しをあわせてお伺いを致します。

次に、大崎地区の環境にかかわる問題についてお伺いします。

本定例会での市長の行政報告に示されている宗教法人教会施設建設の件で、大崎部落会の2回目のアンケート結果から、「市職員の立ち会いのもと、大崎部落会と宗教法人との覚書の締結を行うこととしている」とあります。ここでの覚書とはどのようなもので、どのような法的権能を備えているものなのか。そして、この覚書により今後本件はどの進展していくことになるのか具体的にお伺いを致します。

本件は、旧天王町議会に対し、大崎地区から陳情が出され、大崎地区の環境にかかわる調査特別委員会を議会に設置し、1年にわたり調査した経緯があり、行政報告に一部抜粋で示された内容の委員会報告がまとめられています。行政報告は、「本件にかかわる市長の権限としては、教会施設に集落排水の接続を許可するか否かということ」としていますが、当時陳情として出された大崎部落臨時総会意見書は教会施設建設の反対を決議し、その理由をいくつか挙げております。それは、「教会施設建設予定地付近は歩道の整備が行われておらず、道幅が狭くカーブになっているところで、住民の基幹道路であり、通学路であり、農作業用基幹道路でもあることから、施設が建設されれば大型バスや相当数の車の往来が予想され、交通事故の危険性が高まる。また、集落排水は多くのトラブルがあることに加え、施設からの大量の下水流入はさらなる問題を引き起こす懸念がある。よって、これら地区の環境に重大な影響を与えることを考慮し、懸念を払拭すべく指導を願う」というものでした。今回、行政報告により大崎部落会の2回目のアンケート結果を知りましたが、さきの陳情にあった地区住民の懸念や不安は払拭できたと判断し覚書の締結に至ったのか。また、行政判断の材料となったアンケート調査の統計学的分析をどう行い、それをどのように評価して、どのような行政判断が行われたのか、あるいは行われるのか。今までの経緯と今後の計画等を具体的に伺います。

行政報告に示されたアンケート調査の結果では、「反対しない」30.9%、「役員会一任」29%ですが、明確な反対は「反対しない」を10%近く上回る39.6%となっており、役員会一任をどう評価するかによってこのアンケート結果は全く別の意味をもつこととなります。役員会がどのような結論とするかを知っているの一任なのか、そうでないのか。また、集落内の人間関係から明確な意思表示ができず一任とした背景はなかったの

か。その評価は微妙ながら重要な要件があると考えられます。いずれにしても約4割の住民が明確に反対の意思表示をしていることは大変重要な事柄と考えなければなりません。さらに、この宗教法人の協議等詳細については私たちはまだよくわかっていない部分が多くあります。この大崎地区の環境にかかわる問題の円滑な進展のために、一つの提案をしたいと思います。

それは、大崎部落会、市当局、市議会、宗教法人の4者で会談をもち、地区住民の懸念や不安の払拭へ協議をし、その結果で住民アンケートを大崎地区と周辺地区に行政側から行い、最終判断を行うというものであります。行政報告は、旧天王町議会調査特別委員会の報告に近い状況になったので行政として判断する趣旨の内容と考えられますが、さきに示したような地区住民の懸念や不安の払拭のために、議会報告に加えて市長の強い指導力が発揮されるべきであり、地区環境への影響等を考慮した独自の判断が必要と考えます。それは、施設とともに道路問題や集落排水などインフラ整備の問題の浮上が考えられるからです。また、この問題は一過性でないため、懸念や不安を払拭できなければ子々孫々まで禍根を残すことにもなりかねない問題と考えます。地区住民が生活環境に懸念や不安を持っている以上、住民負託を受けている議会も看過できないと考えます。私は市議会に調査特別委員会を設置し、再度この問題を精査検証し、問題の円滑な進展につなげていかなければならないとも考えております。この問題に対する市長の総合的な所見をお伺いを致します。

以上3項目の質問に対しまして再度明確な答弁を求め、質問を終わります。

○議長（藤原幸作） 当局より答弁を求めます。市長。

○市長（石川光男） 14番伊藤議員の一般質問の第1点め、大規模事業計画と財政計画について、これの①の合併後の大規模事業の財政出動および2の総合発展計画実施計画の具体的な見通しと方策については関連がありますので、あわせて答弁したいと思います。

まず、質問の中にあります大規模事業のうち新庁舎建設事業については、潟上市総合発展計画の中で建設地や庁舎の規模等の検討を行う庁内プロジェクト、市民の意見を新庁舎建設に的確に反映させるため、市民による新庁舎建設検討委員会を設置し、協議検討を進めることとしております。

現在、庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、新庁舎機能や規模などの基礎資料の収集等を行っており、庁舎建設基金については平成17年度末で4億3,238万円となっております。新庁舎建設については、庁内プロジェクトの検討状況を踏まえ来年度に調査費



を中心とした関連予算を計上したいと考えております。

また、豊川小学校改築、小中学校耐震改修等の計画されている大規模事業については、国の交付金、合併特例債、小学校建築基金等を活用していく計画であり、重点プロジェクトとして鋭意取り組んでいく考えであります。

今後想定される大規模事業については、国の三位一体改革等の動向により不透明な面もありますが、総合発展計画実施計画を基本とし、市民ニーズや事業の緊急性、効率性に重きを置きながら、その時々状況に柔軟に対応しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

3の合併特例債による大規模事業が集中して行われることのないような計画が必要とご意見は、全く同感であります。いずれの大規模事業も合併特例債を計画しておりますが、ご承知のとおり合併特例債の元利償還金の70%は普通交付税に算入されるものの、残り30%は自主財源が必要となり、実質公債費比率にも影響してまいります。また、大規模事業が短期に集中しますと財政負担が大きくなることが必須であります。

国における逼迫した財政状況から、今後の合併特例債や地方交付税、税源移譲等の動向を注視しながら、今後示される平成19年度地方財政対策に基づき早期の事業実施と財政負担のあり方など財政バランスを考慮した予算編成に努めてまいりたいと思っております。

なお、19年度予算にどのように反映させるかとの具体的な答弁を求めるということもありましたけれども、まだ潟上市の平成19年度の予算編成の基本方針もまだ未定の状況なことから、もう少し時間をお貸しくださいとお願いをしております。

それから職員の研修等の積極的推進方策についてでございますが、職員研修等の17年度の実績と評価および今年度の状況と来年度以降の方針について、市民サービスの向上を図るためにより積極的な職員研修を推進すべきではないかということですが、平成17年度の職員研修は合併の慌ただしい年度であり、研修日程の調整が大変でありましたけれども、一般研修ではよりよい市民サービスを行う基本的事項やクレームへの対応や処理に関する「クレーム研修」へ22名、「行政法研修」「意志決定セミナー」へそれぞれ1名、専門研修では「指定管理者制度セミナー」に1名、計25名の職員が研修を受けております。研修の成果はすぐには出てまいりませんが、受講した職員の仕事意欲は評価しております。

また、17年度は潟上市職員研修規程の立案をもとに平成18年度職員研修計画を作成し、本年度の研修を実施しているところであります。

18年度は一般研修として「接遇研修」等、7コースの研修に29名、専門研修では「人事管理研修」「市町村税徴収事務研修」にそれぞれ1名が受講ならびに受講予定となっております。また、市町村振興協会が実施する「市町村職員海外研修」について職員1名の派遣を致したく、そのための経費を補正予算に計上致しております。

複雑多様化する行政ニーズに対応するためには、職員一人一人の仕事に対する意欲にかかっております。そのためには、14番伊藤議員のご提言のとおり研修は大変重要であります。今後も職員の人材育成の観点からも研修の効果、実績の評価を踏まえ研修計画を作成し、積極的に進めてまいりたいと存じます。

質問事項3の大崎地区の環境にかかわる問題についてお答えします。

質問は、宗教法人の施設建設にかかわる今後の展開はどのようになるかということですが、大崎部落等と宗教法人大山ねずの命神示教会による覚書署名により、教会施設の建設に大崎部落会として同意するということが書面で明らかになった場合は、条例に基づき排水設備の新設等の申請が必要となります。その後においては、潟上市宅地開発事業等に関する指導要綱に基づいた事前協議書により協議を行うこととなります。

2の質問は、建設予定地付近の歩道や道路整備等で交通事故の危険性が高まることなど、地区の環境に重大な影響を与える事柄に対し、地区住民の不安は払拭できたか等についてであります。行政報告でも述べましたとおり、市ではこれまで大崎部落会に対し、行政指導の一環として「建設の有無については部落総会での意思決定」、もしくは「アンケートの実施」を要望してきました。これを受け、平成18年7月29日付で大崎部落会から2回目のアンケート結果の報告書が提出され、地区住民の約6割が教会施設の建設について「反対しない」「役員会に一任」という状況から覚書の署名に至ったものであります。

地域住民との意識の乖離がどのように図られたかということについては、今回のアンケートの結果をもって判断したところであり、また、地域の環境を守るという観点からの不安の払拭ということについては、予期しない事象が発生した場合の問題解決等について大崎部落会と宗教法人との覚書の中で信義をもって対処することが確認されております。

3つめの質問としては、部落会、市当局、市議会、宗教法人の4者での会談の提案ですが、1回め、2回めとも地域が実施主体となったアンケートであります。このことは自治会が自主的判断に基づいて実施したものであり、行政として地域自治を尊重

していきたいと考えておりますので、ご理解をお願い致したいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 14番、再質問ありますか。14番。

○14番（伊藤 博） 最初に1番めの質問の事項でありますけれども、新庁舎の建設につきましては庁内にプロジェクトチームを立ち上げて調査費も盛り込んでいくというご答弁であったわけですが、そのほかの規模、大規模な事業につきましては、国の動向等、三位一体改革の動向等を見なければというふうなご答弁でありましたけれども、ただ先ほど私が申し上げましたように動向を見ているうちに時間が経ってですね、後半にこういう大規模なプロジェクトが集中をすることになれば、財政負担はもちろんですけれども先ほど述べたようないくつかの問題が集中して起こってくるということがありますので、これは国の動向を見るのはもちろんですけれども、市独自でもやはりシミュレーションを組んで計画しないと進んでいかない、あるいは負担になる、そういうふうな事業だと思います。また、国の方針、あるいは動向を見極めるということですが、2番めのところにもかかわってきますが、いろいろ職員の方もこういう研修、あるいは講習等出かけていっていち早く情報をつかんでくるというふうなことも必要だと思います。国からの通達、あるいは県からの通達を待っていたというのであれば、やはり時間的な経過、後手後手にならざるを得ないことと思います。積極的に情報をキャッチしに出かけていくというふうな姿勢で事業を展開していただきたいし、研修も進めていただきたいというふうに思います。

それから、大崎地区の環境の問題でありますけれども、最初のところで大崎部落会が同意をすればこの覚書を進めて、要するに施設の建設を許可をしていくというふうなことになるということになるかと思えます。ただ、先ほど申し上げたように市長の今ご答弁では、予期しない、地区の環境に予期しない問題が発生した場合はまた協議をしていくというわけなんですけれども、当初既に私が先ほど羅列したような道路の問題とか下水道の問題とか、それは既に部落会の方で懸念をもって不安だというふうな問題を提示しているわけです。それが予期しない問題が起こると、既にもう交通事故の危険性が高まるということを地区の方々は予期しているわけですので、これについて市が許可を進める、下水道につなぐかつながないか、それだけが市の判断だということでは、やはり地区の住民の環境を守ってはいけないものだと思います。このことによって、この交通事故の危険性が高まる、あるいはいろいろほかの農業用水の問題が起こる、そういうふうなこ

とをあらかじめ行政も予期してこれに対応しなければ許可はやはり早いのではないかと  
いうふうに思います。この辺について4割の方はアンケート結果では明確に反対だとい  
うことをおっしゃっております。ですから、この4割の方のご意見をもう少し尊重して、  
きちんとした禍根のないような形で話し合いをしていくべきだ、そういうふうに思いま  
す。

また、部落会の意思としてアンケートを行ったということではありますが、前の1回  
めときにはそのアンケートをもって部落の総会を経て、総会で決議をして反対という  
決議が出たわけです。今回はアンケートだけを行ってその結果を見てくれということで、  
それで市長も判断をするということではありますが、先ほど私が言ったようなアンケー  
トの取り方、あるいはアンケートの数字の背景、こういうものをきちんと分析して評価を  
しなければ、ただアンケートの結果が出てきました、取り方に問題があるといっている  
わけではありませんが出てきた数字の評価の仕方では全く別の意味になってしまうとい  
うふうなことを考えあわせれば、もう少しこのアンケート結果とはいうものの数字を慎  
重に見極めて、再度部落の方とも話をしてみる必要性はないでしょうか。先ほど申しま  
したように、必ずといっていいほどこの施設が建設されればインフラ整備の問題が追っ  
てやってくると思います。やはり車の数が多い、あるいは通学路で子供が危ない、そう  
いうふうな話が出て、道路整備をしてくれ、歩道をつくってくれ、そういうふうな話が  
追って出てくると思います。そういうふうなインフラ整備の問題が浮上した場合に市と  
してどのように対応するか、それが予期しなかった問題が浮上したことということにな  
るのか、その辺の整理をさらに行って判断すべきではないかと思えます。その辺あわせ  
てお伺いします。

以上です。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 伊藤議員の再質問の1点め、大規模事業が後半になればいわゆる財  
政逼迫してくると、いわゆる窮屈になってくるということはそのとおりでございますの  
で、市としての独自のシミュレーションも今後作っていかなければならないと思ってい  
ます。

2つめの、そういうようなことの情報キャッチ、職員の情報キャッチというものは当  
然そのように思いますし、私も含めてその事業の情報とかキャッチには積極的に進めて  
いきたいと。

3番めの大崎地区の環境に関することですが、伊藤議員は今最初の質問にもありましたが早いのではないかとということと、4割の反対、明確に反対している人たちの意見も尊重すべきだということと、それからアンケートの分析ももっと必要ではないかというようなお話がありました。そもそもこの問題は、大崎自治に関する問題だと私は受け止めていました。それで最初のアンケートの結果、62%の反対があったということで、私はやはり62%の反対というものは尊重しなければならないというような、そういう意見で特別調査委員会でも3者が覚書を結んで住民の不安が払拭なるようにしてほしいというような全会一致の特別調査委員会の報告でありました。したがって、役員会は、役員会が来た日はいつでしたか、私に來まして、役員会は反対しないんだと、だから行政もそれを認めてほしいと、こういうお話がありました。私は、いや、役員会が仮に賛成したって総会の義を受けておりますかと、役員の方々が総会の場でこの件については役員に一任すると、こういうことがあればそれも結構でしょうが、それはないということでした。私たちはやはり62%の反対がある以上、それ生きていますので、それを尊重しなければならないという立場。だから役員会が反対しないとかというようなものも、やはりもう一度総会の義を得て決定する、あるいは再度アンケートをしてほしいという要望をして今回反対しないと、それから役員会に一任をするということで約6割が反対しないという方向づけを受けたということで、私はさきの旧天王町の調査特別委員会の報告書の3者の覚書というものをやるべきだということの尊重し、遵守し、今回に至った。なお、アンケートのいわゆる統計的な分析ということになりますと、私はあくまでも大崎部落会が自主的に行った調査方法について、行政があれこれ言うべき立場にあるかということも考えました。もうやはり自治会が、大崎部落の自治会が自主的に調査を行うと。その結果、結果が出ましたと。中身は公平を期すためにアンケート調査の最終何というか、まとめるとき、市の職員から立会人もお願いしたいというお願いがあればいいですよ。お願いがなかったのも、これは大崎部落会にお任せしましたけれども、やはり基本は大崎部落会、大崎総意が決めたことだと私はそうアンケートの結果、第1回めは62%が反対であったと。ただし、私は反対が62%あれば、これは例えば農業集落排水に今、設備についてもまだ許容があると、いわゆる汚水のあれがあると。法的にはこれは結ばなければならないと、法的にはなっているわけです。だけれども私は、法的には施設が反対であろうと何であろうと、反対でも建てた以上はそれを結ばなければならないという法的に決まっているわけです。だけれども私は62%が反対ならそれは

うまくないということできました。ということで、今回反対しない、あるいは役員会に一任。役員会に一任というものは、さきに役員会は反対しないことを決めましたと、それを前もって大崎住民にお知らせしてアンケートを取ったところ聞いております。というようなことで、今4割の反対があるのにそれを尊重しなければならないという、私の立場としては6割の賛成の方がどうなるかということも含めまして、やはり最初に申し上げましたが大崎自治会で自主的にアンケート調査をし、アンケート結果が出た以上、市長としてはそれを尊重する立場にあるのではないかとこう思っているところでございますので、何とぞご理解願えればありがたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番、再々質問ありますか。14番。

○14番（伊藤 博） 3番めのところ、確かに今市長がおっしゃったように大崎地区の自治会の運営というか、自治会の活動について重視すると。それは確かに結構だと思います。それで私も宗教法人の教会施設を建設することがだめだとかいいとか、そういう是非論ではなくてですね、建てるという建設をしなければならない、今市長が言われたように下水道については法的要件があれば差し止めることは難しいんだと、つなげることは許していかなきゃいけないといいながらですね、しかしながら住民の、当初ではありましたけれども住民の方々がやはりそこら付近に道路の不安があるとか、そういう通学路に子供たちをどういうふうに安全に通らせるか、そういうふうなことをやはりもって心配しているわけです。ですから施設が建設されるということになったとしても、その辺の地区の方々の不安の材料を一つでも多く取り除いてあげなければならないというふうに思います。その部分について、確かに旧天王町の議会ではあのようなまとめになっておりますけれども、その上にですね、今言ったような地区の住民の方々の不安や懸念がまだ残っている部分がありますので、市長の英断をもってですね、その辺にそれを加えて、それで問題を進展させていかなければならないと。ただアンケートの結果が出てきて6割が反対しないというふうな結果だけでそれを判断するのでは、後に禍根が残らないのでしょうかということをお心配をしております。また、住民の中でもアンケートのその結果についてもやはり6割という数字が出ましたけれども、4割の方は反対という数字に明らかに賛成とか明らかに賛成反対というのが明確にならず、6・4で数字は拮抗しているじゃないかということですね、少しでも賛成推進が上回ったから即ゴーサインが出るというふうなことは、住民自治は尊重されつつも住民の環境は尊重さ

れていないというふうな考え方に立っていらっしゃる方もいらっしゃるようです。ですからその辺のこと、住民環境の保全という観点からさらに市独自の、市長独自の判断、あるいは指導力をそこに加えていただいて問題の円滑な進展を図っていただかなければならないと思います。再度その辺についてご質問致します。

○議長（藤原幸作） 市長。

○市長（石川光男） 14番さんの伊藤議員の再々質問にお答えします。

住民環境の保全ということについては私も全くそのとおりでと思います。ただ、これは美濃部都知事の当時の橋の理論ではないけれども、橋の理論というのは東京都政の皆さんはここに橋を建てると。100人住民がいて1人でも反対であれば建てないというような、そして100の橋の理論とありますが、これが民主主義ではないと、今評価されています。それは別として、やはりアンケートの結果、やはり6割と、4割。6割、4割とありますが、結果はやはり6割の方が反対しないということをおは尊重したいと。4割も尊重しないということではないんですよ。今、ただ是非論ではなくて、14番さんも建設の是非論ではないんだと。いわゆるそれからの問題の、いわゆる住民の大崎地域の不安というものを払拭すべきだと、これは私もそのとおりでと思いますので、覚書の内容についてはわかりませんが、今言ったそういうところも十分立会人として入れているはずですので、この点もご理解いただければありがたいと思います。

○議長（藤原幸作） これをもって、14番伊藤 博議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。よって、本日はこれにて散会します。

なお、明日12日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労さまでございました。

---

午前11時39分 散会

